

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年3月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H30年度の竹ヶ島（自然再生事業）に関する伺い含む関係書類全部（専門委員会）の書類含む 環境首都課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「第21回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会及び第18回竹ヶ島海域公園自然再生協議会に係る配付資料」と特定し、条例第8条第1号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年3月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月29日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（事業報告書の中に会計報告した資料等が添付されている）の
を出せ

公開請求時、全部出せるか分からないと担当が言った

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、対象となる公文書として「H30年度の竹ヶ島（自然再生事業）に関する伺い書関係書類全部（専門委員会）の書類含む 環境首都課」の公開を求めており、実施機関は、このうち、「H30年度の竹ヶ島（自然再生事業）に関する関係書類（専門委員会）の書類含む 環境首都課」について、竹ヶ島海域公園自然再生協議会（協議会事務局海陽町）において平成30年度 of 取組について話し合うために環境首都課長を含む各委員に配布された「第21回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会及び第18回竹ヶ島海域公園自然再生協議会に係る配付資料」と特定した。

そして、当該資料中の「顔写真」について、特定することが可能な活動について撮影した写真中の「顔写真」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）に該当し、同資料は事業目的の達成のために関係者間で情報共有を図ることを主たる目的とするものであって、不特定多数の者に販売したり、不特定多数の者の閲覧にそのまま供することを目的として作成されたものではないことから、竹ヶ島海域公園自然再生協議会において各委員に配布する資料に掲載されているからといって、非公開情報の例外を定める条例第8条第1号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと判断した。

- (2) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、貴重な観光資源でもある竹ヶ島海域公園内に生育するエダミドリイシサンゴをはじめ、生育環境の変化等により損なわれつつある対象地域の自然再生を推進するために、「自然再生全体構想」の作成や「自然再生事業実施計画案」の協議をはじめ、必要な事項の協議を行うことを設置目的として、当時は、地元自治体の1つである海陽町が協議会事務局となり、①公募による個人及び団体若しくは法人で、対象地域において、自然再生事業を主体的に実施する者、②地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者、③関係行政機関（国土交通省四国地方整備局、環境省中国四国地方環境事務所、徳島県、高知県、海陽町、東洋町）で構成する組織であって、徳島県からは県民環境部環境首都課長ほか委員となっていた。

- (3) 審査請求人は、審査請求の理由として、「あるべき書類（事業報告書の中に、会計報告した資料等が添付されている）のを出せ」と主張しているが、竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、構成メンバーから会費を徴して事業を行う組織ではなく、構成メンバーである個人、団体、関係行政機関のそれぞれの取組状況や取組方針又は取組方針案について情報交換や意見交換を行い、あるいは連絡調整を行うことが主たる活動内容であって、通常であれば、会計報告は必要なく、会計報告に係る資料等は各委員への配付資料に添付されない。

ところが、平成30年度に限れば、一般社団法人日垂ふるさと振興財団に対し助

成金交付申請を行い、それが採択され、当該社団から平成30年度事業助成金交付決定を受けていたため、仮に間に合っていれば、会計報告の必要はあったといえる。

しかし、第21回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会及び第18回竹ヶ島海域公園自然再生協議会の開催時点、また、本件請求の時点においては、年度途中であり、実績報告が完了していなかったため、各委員に配付された資料中に「会計報告した資料等」の添付はなかったのである。

- (4) また、審査請求人は、「H30年度の竹ヶ島（自然再生事業）に関する伺い書（専門委員会）の書類含む 環境首都課」の公開も求めているが、竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、実施機関が開催するものではなく、実施機関は、開催についての、あるいは各委員に配付する資料についての「伺い文書」は作成しておらず、取得もしていない。

以上により、条例第12条第1項に規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年6月29日	諮問
令和6年8月30日 第3部会（第11回）	審議
同年 9月26日 第3部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「第21回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会及び第18回竹ヶ島海域公園自然再生協議会に係る配付資料」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、「あるべき書類（事業報告書の中に会計報告した資料等が添付されている）」と主張しているが、実施機関は、審査請求人が主張する「会計報告した資料等」は、各委員に配付された資料中に添付はなかったと説明しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、審査請求人が主張している「会計報告した資料等」について、竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、構成メンバーから会費を徴して事業を行

う組織ではなく、構成メンバーである個人、団体、関係行政機関のそれぞれの取組状況や取組方針又は取組方針案について情報交換や意見交換を行い、あるいは連絡調整を行うことが主たる活動内容であって、通常であれば会計報告は必要なく、会計報告に係る資料等は各委員への配付資料に添付されないとのことである。しかしながら、平成30年度に限れば、一般社団法人日垂ふるさと振興財団から平成30年度事業助成金交付決定を受けていたため協議会の開催時点、又は、本件請求の時点において実績報告が完了していれば会計報告の必要があったといえるが、実績報告が完了していなかったため、各委員に配付された資料中に「会計報告した資料等」の添付はなかったとのことである。

事業助成金の会計報告については、通常、交付対象事業が終了し、実績報告が完了した後に行うものであり、協議会の開催日及び本件請求日が年度途中であることから実績報告が完了しているとは考えにくいため、各委員に配付された資料中に「会計報告した資料等」の添付はなかったとする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	